

令和5年度山梨県新型コロナウイルス感染症医療機関等設備整備事業費

補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和5年度山梨県新型コロナウイルス感染症医療機関等設備整備事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染拡大の防止、医療提供体制の強化及び感染症法上の位置付け変更に伴う幅広い医療機関の確保を図ることを目的とする。

(補助対象)

第3条 この補助金は、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」(令和5年9月29日付け医政発0929第23号厚生労働省医政局長、感発0929第3号厚生労働省健康・生活衛生局感染対策部長、医薬発0929第12号厚生労働省医薬局長連名通知別紙)に基づき、予算の範囲内で実施する次の事業を補助対象とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業

ア 実施者

知事が必要と認める新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入医療機関(以下「新型コロナ患者入院受入医療機関」という。)

イ 内容

- i 新型コロナ患者入院受入医療機関の設備整備を支援する。ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度及び令和5年4月1日から同年9月30日までに山梨県新型コロナウイルス感染症医療機関等設備整備事業費の補助を受けた医療機関については、病棟単位(区画単位を含む。)による対応から病室単位による対応への移行に伴い、新規に必要となる設備及び個人防護具以外は対象外とする。
- ii 個人防護具の補助対象期間は、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。

ウ 整備対象設備

別表の第2欄に定める設備を対象とする。

(2) 外来対応医療機関設備整備事業

ア 実施者

知事が指定する外来対応医療機関の設置者

イ 内容

- i 外来対応医療機関の設備整備を支援する。ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度及び令和5年4月1日から同年9月30日までに山梨県新型コロナウイルス感染症医療機関等設備整備事業費の補助を受けた医療機関については、個人防護具以外は対象外とする。
- ii 個人防護具の補助対象期間は、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。

ウ 整備対象設備

別表の第2欄に定める設備のとおり。

(3) 外来対応医療機関確保事業

ア 実施者

令和5年3月10日以降新たに知事が指定した外来対応医療機関の設置者

イ 内容

外来対応医療機関の新設に伴い、必要となる初度設備等の整備を支援する。ただし、令和5年4月1日から同年9月30日までに山梨県新型コロナウイルス感染症医療機関等設備整備事業費の補助を受けた医療機関は、対象外とする。

ウ 整備対象設備

別表の第2欄に定める設備のとおり。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に別表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、第5条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める区分の間での経費の配分の変更は、これを認めない。
- (2) 事業の内容のうち、品目又はその数量（事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。）を変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年法律第179号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を勘案して定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (7) 知事は前号の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得

し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を勘案して定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (11) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の公的補助金及び民間助成金等の交付を受けてはならない。
- (13) 知事は、第5条第1項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (14) 知事は、第5条第1項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第8条 事業の完了した日（前条第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、この期日を繰り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から1箇月以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知から1箇月以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対し

て、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 5 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告しなければならないものとし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（一支社、一支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の交付）

第10条 この補助金の交付は、事業完了後、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（その他必要な事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
入院医療機関に対する設備整備(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業)	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 入院医療機関の新設、増設に伴う初度設備 133,000 円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>(2) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) 3,600 円×知事が必要と認めた人数分</p> <p>(4) 簡易陰圧装置 4,320,000 円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>(5) 簡易ベッド 51,400 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(7) 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(8) HEPA フィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1 施設当たり 905,000 円</p> <p>(9) HEPA フィルター付パーテーション 205,000 円×知事が必要と認めた台数</p>	需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10

<p>外来医療機関に対する設備整備(外来対応医療機関設備整備事業)</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1)HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000 円</p> <p>(2) HEPA フィルター付パーテーション 205,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(3) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) 3,600 円×知事が必要と認めた人数分</p> <p>(4) 簡易ベッド 51,400 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(5) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	<p>需用費 (消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	
<p>外来医療機関の体制確保に対する整備(外来対応医療機関確保事業)</p>	<p>次により算出された額の合計額 上限額 1施設当たり 500,000 円</p> <p>(1) 患者案内のための看板の設置料</p> <p>(2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費</p> <p>(3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費</p> <p>(4) 医療機器 (パルスオキシメーター等) の購入費</p> <p>(5) 非接触サーモグラフィカメラ (検温・消毒機能付き等) の購入費</p>	<p>需用費 (消耗品)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	